

答 申 書

山陽小野田市特別職報酬等審議会

平成 2 8 年(2016 年) 1 月 2 5 日

山陽小野田市長 白 井 博 文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 大 空 軍 治

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、本来支給すべき報酬及び給料の額については、据え置くことが妥当であると判断した。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況は、合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい状況からは回復してきているが、今後、山口東京理科大学薬学部校舎建設、学校給食共同調理場、火葬場建設等の大型建設工事が控えていることや、財政状況を示す各種指標からは依然として厳しい財政状況下にあることが伺え、現状を変更する要素は見当たらないことから、現行の減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、監査委員、農業委員会委員及び教育委員会委員の報酬の額については、現在、本来支給すべき報酬の額から 1 5 % を減じて支給しているが、当該委員だけ減額率を増やす理由はなく、市議会議員及び市長等と同じであるべきと考えることから、減額率は 1 0 % とすることが妥当と判断した。

3 付帯意見

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、合併当初は、崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況であったことから今日まで、「本来支給すべき報酬及び給料の額」とは別に、「当面支給すべき報酬及び給料の額」を示し、減額しているが、本来、減額は一時的な措置であり、合併後10年間、継続して減額措置がなされている状況からすれば、「当面支給すべき報酬及び給料の額」が「本来支給すべき報酬及び給料の額」であるとも考えられるので、「本来支給すべき報酬及び給料の額」について、今後検討されたい。
- (2) 期末手当及び退職手当については、現行どおりとされたい。なお、期末手当の支給月数については、国の制度に合わせて改正されたい。
- (3) 二代表制の一つである議会は、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくため、その役割が今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められる。この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるようするためには、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の充実が必要と考えるので、これの拡充を強く要請する。
- (4) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、今後検討されたい。

(参考)

平成 2 7 年度山陽小野田市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏 名
会長	山陽小野田保護区保護司会 副会長	大 空 軍 治
委員	山陽商工会議所 女性会 会長	小 松 文 子
委員	公募委員	塩 田 賢 二
委員	厚狭郡医師会 理事	田 中 俊 朗
委員	連合山口中部地域協議会 山陽小野田地区会議 副代表	長 楽 飛 鳥
委員	山陽小野田市文化協会 監事	温 井 允 武
委員	小野田商工会議所 副会頭	畑 善 高
委員	山陽小野田市連合女性会 会計	浜 崎 洋 子
委員	山陽小野田市体育協会 副会長	平 中 政 明
委員	小野田医師会 理事	藤 村 嘉 彦

山陽小野田市特別職報酬等審議会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年11月20日(木)	辞令交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成27年12月10日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第3回	平成27年12月24日(木)	市議会議員の活動状況の説明(議会事務局)、市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第4回	平成28年1月7日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第5回	平成28年1月21日(木)	答申内容の検討